

令和 元年 9 月 9 日現在

機関番号：47407

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K00774

研究課題名（和文）生活困難者支援における消費者教育プログラム開発の研究

研究課題名（英文）Concerning the Creation of a Consumer Education Program for People in Need

研究代表者

川崎 孝明（kawasaki, takaaki）

尚絅大学短期大学部・その他部局等・准教授

研究者番号：20421307

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、生活困難者に対する消費者教育プログラムを開発するにあたって、いかなる支援体制が必要なのかを検証するとともに、プログラムを実践する際の生活困難者支援の特殊性を明らかにすることであった。

本研究の成果として、生活困難者への消費者教育プログラムには、各専門機関による共通認識と支援手法の確立が原則としてあること、生活困難者の特性を踏まえると、支援の継続性および評価の客観的基準を設定することに一定の期間が必要であることを挙げる事ができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

生活困難者への消費者教育プログラムでは、生活困難者、特に家計管理が自ら困難と疑われる対象者に対して、福祉関係部署のほか、消費生活センターといった消費者行政部門との連携体制を構築することで、一体的かつ継続的な支援体制を整備することが可能となる。そのためには、課題解決に向けたアセスメントシートの共通理解をはじめ、支援効果を社会スキルの向上を含めた多角的な視点で測定する評価指標が求められる。支援効果を測る評価指標については、家計の収支改善ばかりではなく、数値ができない人間力の回復（社会スキル習得や人との関係性構築）といった側面が本人の尊厳を守るうえで重要な要素になるのである。

研究成果の概要（英文）：In this research, in order to develop a consumer education program for people with difficulty in life, it was examined what kind of support system is necessary, and it was to clarify the peculiarity of the support for people with life difficulty in practicing the program.

As a result of this research, in the consumer education program for people with disabilities who have difficulties in life, the establishment of common awareness and support methods by each specialized institution is in principle, and based on the characteristics of people with difficulties in living, the continuity of support And it can be mentioned that a certain period of time is required to set an objective standard of evaluation.

研究分野：社会福祉学、消費者教育

キーワード：生活問題 家計管理と本人の判断能力 日常生活手段への教育 多機関連携構築へのあり方

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国の社会福祉分野では 2000 (平成 12) 年以降, 社会福祉基礎構造改革を経て, 福祉サービス利用者を消費者と位置づけ, さまざまなサービスが展開される仕組みとなった。判断能力の有無による金銭管理サービスとして, 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業をはじめ, 2015 (平成 27) 年 4 月には生活困窮者自立支援制度が開始され, 家計相談支援事業が制度化されると, 生活困窮者の家計相談支援によって本人の生活形成を支援していく取り組みが始まった。

障害者分野では 2018 (平成 30) 年 4 月から障害者総合支援法の一部改正によって, 障害者の望む地域生活の支援として「自立生活援助」が創設された。これは一定の期間にわたり定期的に利用者の居宅を訪問し, 食事・洗濯・掃除などに課題はないか, 公共料金や家賃に滞納はないか(傍線筆者), 体調に変化はないか, 通院しているか, などについて確認を行い, 週 1~2 回程度, 必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとされている。加えて, 就労定着に向けた支援を行う新たなサービスとして「就労定着支援」が創設され, 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに, 企業や関係機関(障害者就業・生活支援センター, 医療機関, 社会福祉協議会等)等との連絡調整や, それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施することになった。具体的には, 企業・自宅等への訪問や障害者の来所により, 生活リズム, 家計の管理などに関する課題解決に向けて, 必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施することになった。

生活保護受給者については, 生活保護法に基づき「収入, 支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り, その他生活の維持及び向上に努めなければならない」(同法 60 条)と規定されており, 自立支援プログラム等を活用した支援が行われている。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ, 円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより, 保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待されている。

近年, このように社会福祉分野を取り巻く家計管理への関心が高まるなか, 社会福祉対象者への金銭管理をめぐるこれまでの研究では, 小野による知的障害者および生活保護受給者への金銭管理教育のあり方に対する一定の研究業績(小野 2012, 2013, 2018)をはじめ, ソーシャルワークによる家計管理支援体制を研究したもの(川崎・川口 2017), 貧困世帯のひとり親家庭への家計管理支援を調査したもの(中川・花城 2018)が散見される。しかしながら, 家計管理支援の具体的手法に関する研究は蓄積されてきているものの, 家計管理が必要になる当事者の背景および社会的構造に着目した研究はさほど見受けられない。

現在の資本主義経済のなかで必然的に生活困窮者が生み出され, その当事者が社会的排除を受け, 十分な家計管理等の生活技術を習得する環境が損なわれているとすれば, 消費者教育が目指す消費者市民社会の実現にほど遠いのではないかと, これが本研究の着想点である。

2. 研究の目的

調査対象は, 先駆的取り組みをしている熊本県 A 市, B 町, C 町である。人口は順に約 6,800 人, 16,000 人, 5,400 人と高齢化率 30%前後の中小規模自治体である。本研究では, まず図 2 が示す熊本県 3 事例について, 家計管理支援, 生活スキルの習得支援, 支援後のフォローアップの具体的方法を現地調査から明らかにする。そのうえで, クリティカルパスの手法による生活困難者に対する消費者教育プログラム案を提示する。さらに開発したプログラムを 3 調査地で試行し, 結果を踏まえモデルを修正する。

3. 研究の方法

(1) 調査対象

本研究では, 生活困窮者を「経済的困窮のみならず, 人とのつながりがうまくできずに生活上, 何らかの支障が出ている者のほか, 一定の収入があるにもかかわらず, 家計管理ができずに生活上の問題を抱えている者」と定義する。調査対象地において, 生活困窮者自立支援制度では必須事業(自立相談支援事業, 住居確保給付金)を自治体直営で行い, 任意事業(一時生活支援事業, 就労準備支援事業, 家計改善支援事業, 学習支援事業)を社会福祉法人や社会福祉協議会に委託している。そのほか, 弁護士・司法書士による無料法律相談(毎月 1 回)や臨床心理士相談(毎月 1 回)をはじめ, 庁内連携ネットワーク委員会を組織し, 定期的な会議(2 か月に 1 回)を開催するなど, 職員の住民対応スキルの向上と関係各課の情報共有を図っている。

調査対象の自治体には次の特徴がある。第 1 に, 必須事業である自立相談支援事業を自治体直営で実施している熊本県内で数少ない自治体のひとつであること(自治体直営は熊本県内で 4 自治体のみ), 第 2 に毎月実施する支援調整会議のメンバーに, 学識経験者, 弁護士, 司法書士, 臨床心理士等の専門職が常時入っており, 多職種による組織体制が整備されていること, 第 3 に庁内連携ネットワーク組織が制度開始前から設立され稼働していたこと, 第 4 に消費生活センターと福祉課が同じ組織体制になっており, 消費者相談から福祉問題を発見する仕組みが構築されている。

観察対象地域は生活支援という極めて個人的な事例を扱うため, 個人情報及び人権侵害の観点から自治体名は明らかにしないこととした。また A 市には書面および口頭にて本研究の趣旨を説明したうえで, 本研究以外の目的では調査結果を使用しないことを伝え, 書面において調

査研究に関する同意書を得た。

(2) 観察方法および期間

観察方法は毎月実施される生活困窮者自立支援調整会議を参与観察し、会議で検討した事例のなかから家計相談支援に関わる事例を抽出した。

4. 研究成果

本研究では、生活困難者に対する消費者教育プログラムを開発するにあたって、いかなる支援体制が必要なのかを検証するとともに、プログラムを実践する際の生活困難者支援の特殊性を明らかにすることであった。

生活困窮者への家計相談支援の実証分析から家計相談支援が必要になる生活困窮者の特徴を明らかにし、消費者教育プログラムを作成するうえでの課題について検討を行った。その結果、生活困窮者の消費者教育プログラムには、「家計管理」の内容が不可欠であることは言うまでもないが、具体的な内容を特定していくためには、以下の3つの課題への対応が前提となることを見出した。

課題の第1は、相談者がどの程度自身で家計管理ができるのかを判断する、家計管理能力の見極めである。第2に、自らの家計管理能力が期待できない場合に、誰がどのように支援をしていくのか、支援の担い手と支援の方法論である。第3には相談者の家計管理能力の見極め方のノウハウの必要性である。これについては、レシートを用いた分類プロセスで相談者の能力を見極めることが可能であることを見出している。

本研究の成果として、生活困難者への消費者教育プログラムには、各専門機関による共通認識と支援手法の確立が原則としてあること、生活困難者の特性を踏まえると、支援の継続性および評価の客観的基準を設定することに一定の期間が必要であることを挙げるができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①川崎孝明「知的障害者の家計管理支援と教育的観点をめぐる一考察」『尚絅大学研究紀要 人文・社会科学編』第50号(2018年)71頁 81頁
- ②川崎孝明「障害者に対する生活困窮者支援の現状と就労支援の課題」『社会関係研究』第23巻第2号(2018年)73頁 87頁

〔学会発表〕(計1件)

- ①川崎孝明「金銭管理をめぐる消費者教育の実践プログラムとその課題」日本社会福祉学会(2018年)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：川口恵子、徳村美佳

ローマ字氏名：kawaguchi keiko、tokumura mica

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。